

(目次) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定

岡山県告示第四百十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項に規定する指定地域として次のとおり指定する。

なお、指定区域の台帳は、岡山県環境文化部循環型社会推進課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十七日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地の区域

一般廃棄物に係るもの

浅口市金光町占見新田二二五一番六一の一部、二二五一番一四〇、二二五一番

一四一、二二五一番一四二、二二五一番一四三、二二五一番一四四、二二五一番

一四五、二二五一番一四六、二二五七番の一部、二二六二番の一部

二 備考

1 一部の詳細は省略し、指定区域の台帳の縦覧をもつてこれに代える。

2 一に掲げる区域は、平成二十一年一月十四日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

附 則（平成二十二年告示第三百三十三号）

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。